

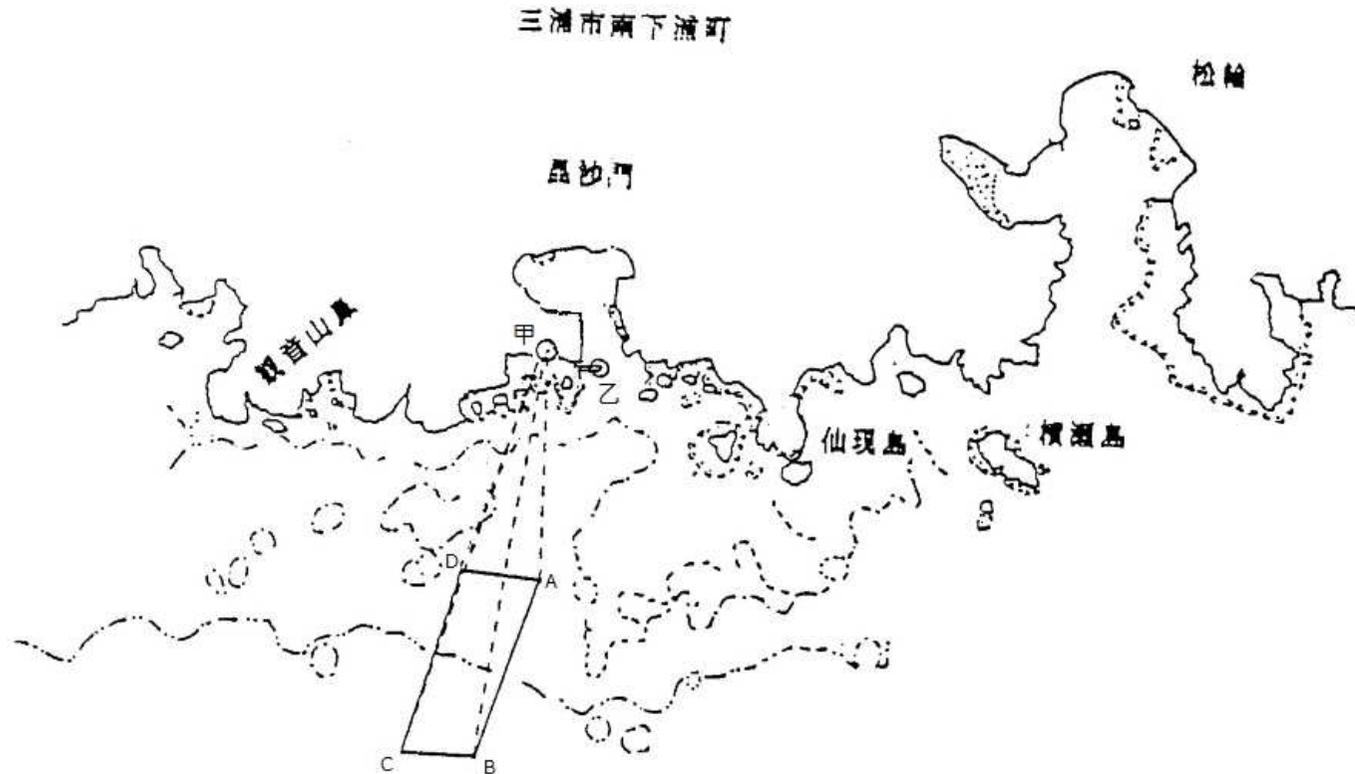
漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 4 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	（許可の有効期間）
小型定置網漁業（底建網漁業）	1	定めなし	<p>1 漁場位置 三浦市南下浦町毘沙門地先</p> <p>2 点の位置 基点甲 三浦市毘沙門漁港西防波堤屈曲部天端中央 基点乙 三浦市毘沙門漁港西防波堤にある黄色灯標中心点 A 甲から 77 度 06 分 613 メートルの所 B 甲から 84 度 17 分 1110 メートルの所 C 甲から 93 度 51 分 1148 メートルの所 D 甲から 96 度 02 分 645 メートルの所 （方位は、甲から乙を見通した線を 0 度として右回りとする。）</p> <p>3 区域 上記の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域</p>	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	三浦市南下浦町毘沙門に漁業根拠地を有し、かつ共第 2 号及び共第 3 号共同漁業権の漁場の区域において漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	なし	令和 3 年 7 月 14 日から同年 8 月 13 日まで	令和 3 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日まで

操業区域

- 1 漁場位置 三浦市南下浦町毘沙門地先
- 2 点の位置
 - 基点甲 三浦市毘沙門漁港西防波堤屈曲部天端中央
 - 基点乙 三浦市毘沙門漁港西防波堤にある黄色灯標中心点
 - A 甲から 77 度 06 分 613 メートルの所
 - B 甲から 84 度 17 分 1110 メートルの所
 - C 甲から 93 度 51 分 1148 メートルの所
 - D 甲から 96 度 02 分 645 メートルの所

(方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。)
- 3 区域 上記のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域



漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数(人)	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間	(許可の有効期間)
小型定置網漁業(底建網漁業)	1	定めなし	<p>1 漁場の位置 三浦市南下浦町金田雨崎地先</p> <p>2 点の位置 基点甲 三浦市雨崎に設置した石柱(神奈川県漁場基点第82号) 基点乙 横須賀市海瀬島灯標中心点 A 甲から36度20分651メートルの所 B 甲から39度40分997メートルの所 C 甲から49度10分993メートルの所 D 甲から49度20分955メートルの所 E 甲から45度49分955メートルの所 F 甲から45度49分642メートルの所 (方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。)</p> <p>3 区域 上記のA B、B C、C D、D E、E F及びF Aの6直線によって囲まれた区域</p>	1月1日から12月31日まで	三浦市南下浦町金田に漁業根拠地を有し、かつ共第2号及び共第3号共同漁業権の漁場の区域において漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	なし	令和3年7月14日から同年8月13日まで	令和3年9月1日から令和8年8月31日まで

操業区域

1 漁場の位置 三浦市南下浦町金田雨埼地先

2 点の位置

基点甲 三浦市雨埼に設置した石柱（神奈川県漁場基点第82号）

基点乙 横須賀市海瀬島灯標中心点

A 甲から36度20分 651メートルの所

B 甲から39度40分 997メートルの所

C 甲から49度10分 993メートルの所

D 甲から49度20分 955メートルの所

E 甲から45度49分 955メートルの所

F 甲から45度49分 642メートルの所

（方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。）

3 区域 上記のA B、B C、C D、D E、E F及びF Aの6直線によって囲まれた区域

